

昭和二十七年法律第二百三十七号

航空機製造事業法
目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 航空機（第六条—第十五条）
第三章 航空機用機器（第十一条—第十四条）
第四章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五条・第十六条）
第五章 雜則（第十六条の二—第二十一条）
第六章 罰則（第二十二条の二—第二十六条）
附則

第一章 総則

(目的)

この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによって、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによって、その生産技術の向上を図ることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。
この法律において「航空機用機器」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 航空機用原動機
- 二 航空機用プロペラ
- 三 前二号に掲げる物の外、航空機の一部を構成し、又はこれに装備される機械器具であつて、政令で定めるもの

この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器
- 二 前項第三号に掲げる航空機用機器であつて、政令で定めるもの

第二章 事業

(事業の許可)

第二条の二 航空機（経済産業省令で定める滑空機を除く。第十七条第一項を除き、以下同じ。）又は特定機器の製造又は修理（改造を含み、経済産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるもの）の事業を除く。以下同じ。）の事業を

行おうとする者は、経済産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従い、工場ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

左に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 事業の区分

三 前号の事業の用に供する特定設備（航空機又は特定機器の製造又は修理のための設備であつて、前条の経済産業省令で定める区分に応じて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数

四 工場の所在地

五 工場の所在地

(承継)

二 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の欠格事由)

二 前項の二の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して一年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

(許可の基準等)

二 第二条の十三第二項の規定により第二条の二の許可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つる役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準等)

二 第二条の二の各号に該当する者があるもの

(許可の基準等)

じめ、防衛大臣の意見を聽かなければならぬ。
い。

(許可証)

左に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

(承継)

二 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場の所在地

第二条の十 許可事業者は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

二 第二条の五の規定は、前項の許可に準用する。

三 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

四 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

五 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

六 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

七 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

八 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

九 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十一 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十二 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十三 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十四 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十五 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十六 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十七 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十八 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

十九 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十一 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十二 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十三 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十四 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十五 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十六 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十七 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十八 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

二十九 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十一 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十二 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十三 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十四 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十五 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十六 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十七 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十八 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

三十九 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

四十 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

四十一 第二条の五の規定は、前項の許可を受けなければならない。

定する届出事業者は、前条の規定による改正後の航空機製造事業法第十三条の規定にかかるわらず、第二条改正前航空法第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品又は第一号相当確認等を受けた装備品等を、航空機の製造又は修理に用いることができる。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号抄）

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日